

令和 6 年 第 4 回

伊根町議会定例会会議録

令和 6 年 12 月 6 日（第 1 号）

伊 根 町 議 会

令和6年第4回（定例会）

伊根町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和6年12月6日 金曜日						
招 集 場 所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和6年12月6日 9時37分			議 長	佐 戸 仁 志	
	散 会	令和6年12月6日 11時10分			議 長	佐 戸 仁 志	
応(不応)招 議 員 及 び 出席並びに 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	上 辻 亨	○	6	大 谷 功	○	
	2	長谷川貴之	○	7	和 田 義 清	○	
	3	松 山 義 宗	○	8	濱 野 茂 樹	○	
	4	向井久仁子	○	9	佐 戸 仁 志	○	
	5	山 根 朝 子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席11名 欠席 0名
	町 長	吉 本 秀 樹	○	保健福祉課長	石 野 靖	○	
	副 町 長	上 山 富 夫	○	地域整備課長	橋 本 利 将	○	
	教 育 長	岩 佐 好 正	○	教育次長	増 井 和 彦	○	
	総務課長	鍵 良 平	○	会計管理者	中 川 雅 貴	○	
	企画観光課長	千 賀 和 孝	○	代表監査委員	森 下 繁 之	○	
	住民生活課長	森 田 連 三	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議 会 事務局長	倉 正 人	○	嘱託職員	井 上 康 子	○	
会 議 録 署 名 議 員	4 番	向井久仁子		6 番	大谷 功		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和6年 第4回 伊根町議会定例会

議事日程 (第1号)

令和6年12月6日(金)
午前 9時30分 開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度伊根町一般会計第4回補正予算) |
| 日程第 5 | 議案第56号 令和6年度伊根町一般会計第5回補正予算 |
| 日程第 6 | 議案第57号 伊根町営駐車場条例及び伊根町伊根浦公園条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第58号 伊根町町税条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第59号 令和6年度亀島本庄浜線法面防災工事(新井工区)請負契約の締結について |
| 日程第 9 | 議案第60号 令和6年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事請負契約の変更について |
| 日程第10 | 議案第61号 伊根町老人福祉センターの指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第12 | 常任委員・広報特別委員の選任について |
| 日程第13 | 議会運営委員の選任について |

日程第 1 4 宮津与謝消防組合議会議員の選挙について

日程第 1 5 宮津与謝環境衛生組合議会議員の選挙について

日程第 1 6 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第 1 7 京都地方税機構議会議員の選挙について

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 5 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度伊根町一般会計第 4 回補正予算）
- 日程第 5 議案第 5 6 号 令和 6 年度伊根町一般会計第 5 回補正予算
- 日程第 6 議案第 5 7 号 伊根町営駐車場条例及び伊根町伊根浦公園条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5 8 号 伊根町町税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5 9 号 令和 6 年度亀島本庄浜線法面防災工事（新井工区）請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第 6 0 号 令和 6 年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事請負契約の変更について
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 伊根町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 2 常任委員・広報特別委員の選任について
- 日程第 1 3 議会運営委員の選任について
- 日程第 1 4 宮津与謝消防組合議会議員の選挙について
- 日程第 1 5 宮津与謝環境衛生組合議会議員の選挙について

日程第 1 6 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第 1 7 京都地方税機構議会議員の選挙について

会 議 の 経 過

令和6年12月6日（金）
午 前 9時37分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長（佐戸仁志君） 皆さん、おはようございます。

先日、会派長会議において、この先2年間議長にいただき、誠にありがとうございます。コロナ禍も明け、大変忙しい2年間でしたが、今後も京都府議会議長会副会長として、伊根町議会、伊根町の代表として頑張っていく所存であります。協力、応援のほどよろしくお願い申し上げます。

本日、12月議会定例会が招集となりました。議員各位におかれましては、本定例会議案の審議に際し、円滑に議事が進められ適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

早速ですが、会議を開きます。

町長より招集の挨拶を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第4回伊根町議定会定例会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

気象台が発表いたしました12月から2月までの気象予報によりますと、この冬の気温は平年並みだそうでございます。いつになったら秋が来るのかと、そのように思う残暑が続いておりましたが、そう思っておりますと、今度は過ごしやすい時期はあつという間に通り越して、本格的な寒さの到来する季節となってしまいました。ここに至って当地の山々もようやく紅葉の見頃となっております。

話は変わりますが、20世紀には世界を巻き込む大きな戦争が二度も起こっております。そして、その戦争で特定の人権の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行をいたしました。このような経験から、人権の保障が世界平和の基礎である、その考えに世界の人々が至り、1948年、昭和23年、戦後間もなくではございますが、その12月10日、国連総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、世界人権宣言が採択をされております。そして、その翌年の12月4日から10日までの1週間を人権週間と定め、我が国でも全国的に人権啓発活動が行われるようになりました。

例年行います伊根町人権問題研修会もその一環でございます。今回の研修会は、大江山鬼そば屋共同店長の佐々井飛矢文さんを講師にお招きをしたところでございます。この方、いわゆるLGBT、我々の言う、我々の言うというのはおかしいですけども、私などが思う、いわゆる男性でありながらミニスカート、網タイツ、フリルのついた、いっぱいついたブラウス、そのようないで立ちであります。性の多様性についてのお話を聞かせていただきました。

私、性的マイノリティーの方とお話するのは、別に初めてではございませんでした。しかしながら、その方とお出会いをしたとき、かなり身構えてしまいました。思うに、これは、根拠のない偏見にとらわれ、悪意はないのだが好奇の目を向けている、ある意味、差別的な目を向けている自分に気づいたところでございます。反省であります。

いま一つ、この時期の恒例行事に部落解放同盟との団体要望交渉がございます。要望は多々あるわけですが、その一つに部落差別解消推進法に基づく条例制定を求めるものがございます。部落差別解消推進法というものが平成28年12月16日公布、施行されております。随分前の話であります。その理念である部落差別のない社会を実現するために、自治体、事業者、住民の責務や役割を明らかにし、基本的な施策等を定める条例を制定されたい。この方、この交渉においてずっと言われ続けてきました。

私、いつもは、法律や町の人権教育・啓発推進計画に基づき、京都府近隣団体とも調整をし、条例の制定について引き続き前向きに検討する、そのように答えておりました。これはある意味、そう答えて、言わば逃げるといえるのか、かわしていたわけでございます。

今回の交渉では、もうそのような対応はやめました。はっきりと、次年度条例を制定いたします

と回答したところでございます。担当課の職員には、大変気の重い話になるかと思いますが、実務も伴いますし。しかしながら、条例を制定し、伊根町の部落問題に対する確固たる意思表示を行いたいと思います。議員各位のご理解とご協力、お願いを申し上げます。

最後に、我々自らの状況や町の状況を変えようとするとき必要なもの、それは今まで触れてこなかった情報であります。視野と感性を広げることだと思います。人権週間に当たり、感じたところでございます。

議案等の内容につきましては、提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、本定例会開会の挨拶といたします。

○議長（佐戸仁志君） ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから令和6年第4回伊根町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐戸仁志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

4番、向井議員

6番、大谷議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（佐戸仁志君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

去る11月29日の議会運営委員会で協議の結果、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間とすることで決定いただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付の会期及び審議予定のとおりであります。

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長（佐戸仁志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

陳情書2件は、お手元に配付のとおりであります。

次に、諸会議等へ議員等の出席された状況は、公務報告のとおりでございます。

監査委員から報告のあった例月出納検査結果については、事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧ください。

次に、私のほうから町村議会議長全国大会及び京都府町村議会議長会臨時総会があり出席いたしましたので報告します。

11月13日、東京NHKホールで第68回町村議長全国大会が行われました。

13日夜、宿泊先のホテルにおいて京都府町村議長会臨時総会が行われ、前大山崎町議会議長の北村会長の後任に精華町議会議長の三原氏が就任され、副会長に久御山町議会議長の松本氏が就任されました。

11月14日は、埼玉県寄居町議会の全国一になった議会だよりの取組を研修してまいりました。以上です。

次に、松山副議長から宮津与謝環境組合議会定例会の報告をいただきます。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） 去る10月15日に宮津与謝環境組合議会が招集され、山根議員と出席してまいりました。

議題は、令和5年度宮津与謝環境組合歳入歳出の決算認定について審議され、全員賛成で認定さ

れました。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 続いて、長谷川委員長から宮津与謝消防組合議会定例会及び総務委員会の報告をいただきます。2番、長谷川議員。

○2番（長谷川貴之君） それでは、総務委員会より報告いたします。

9月4日、定例会終了後、これまで取り組んでまいりました防災については政策に反映されたことから、今後の取組について協議いたしました。

9月20日、定例会終了後、今後の取組について協議いたしました。不登校児の居場所づくりについて、災害関連死について、診療所統合後の通院手段について取り組むことといたしました。

11月7日、診療所統合後の通院手段について、住民生活課から説明を受けました。

続きまして、宮津与謝消防組合議会定例会の報告をいたします。

10月21日、令和6年第3回宮津与謝消防組合議会定例会が招集され、佐戸議長と出席してまいりました。

議案でありました消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、緊急消防援助隊の活動に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給するための改正であり、全員賛成で可決されました。

令和5年度一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定され、令和6年度一般会計補正予算（第1号）では、消防職員の職員手当等に関わる補正であり、全員賛成で可決されました。

また、令和6年4月及び5月に発生しました宮津市の火災について一般質問が行われました。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 続いて、大谷委員長から産業建設委員会について報告いただきます。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） それでは、産業建設委員会の報告をいたします。

9月4日と9月20日、いずれも定例会終了後、若い漁業者との懇談を終えまして、政策提言のための取りまとめの検討を行いました。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 何かご質問ありませんか。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第4 議案第55号

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度伊根町一般会計第4回補正予算）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度伊根町一般会計第4回補正予算）でございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額にそれぞれ770万円を追加し、36億2,804万円とするものでございます。

この補正予算は、衆議院の解散により衆議院議員総選挙の執行経費が必要になり、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入です。

15款府支出金 3項委託金770万円の増額です。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出です。

2款総務費 4項選挙費770万円の増額です。

先ほど申し上げましたとおり、衆議院議員総選挙に必要な人件費、消耗品費など事務経費を計上したものでございます。

担当課長からの細部説明につきましては省略させていただきますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度伊根町一般会計第4回補正予算）を採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第56号

○議長（佐戸仁志君） 日程第5、議案第56号 令和6年度伊根町一般会計第5回補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第56号 令和6年度伊根町一般会計第5回補正予算でございます。

歳入歳出予算総額にそれぞれ1億6,006万5,000円を追加し、37億8,810万5,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入です。

13款使用料及び手数料 2項手数料40万6,000円の増額。

14款国庫支出金 2項国庫補助金38万2,000円の増額。

15款府支出金 2項府補助金150万7,000円の増額で、集落連携100ha農場づくり事業補助金などによるものでございます。

19款1項繰越金1億5,777万円の増額で、前年度繰越金でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出です。

2款総務費 1項総務管理費9,789万円の増額です。定住促進住宅補助、伊根分校跡地活用事業などのほか、財政調整基金、減債基金の積立てなどでございます。

3款民生費 1項社会福祉費116万3,000円の増額です。

4款衛生費 2項清掃費156万7,000円の増額で、これにつきましては、与謝野町の処理施設へ持ち込む際のし尿処理手数料改定によるものでございます。

6款農林水産業費 1項農業費148万1,000円の増額です。集落連携100ha農場づくり事業補助金で、遠赤外線乾燥機を整備する団体への助成でございます。

10款教育費 2項小学校費469万8,000円の増額は、伊根小学校の高圧受電設備の改修に要する工事費の計上などでございます。

3項中学校費265万円の増額は、教師用指導書の購入費などでございます。

6項社会教育施設費26万1,000円の増額です。

12款1項公債費5,035万5,000円の増額で、これにつきましては、筒川地区コミュニティセンター建設事業の事故繰越に伴い、あらかじめ計画額で借入れを行い、事業費確定による不用額の償還2,650万円でございますが、その償還を行うものと、伊根小学校の受電設備改修のため、平成30年度に行った小学校のエアコン等整備事業での過疎債借入れの残額約2,400万円の繰上償還を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 令和6年度一般会計第5回補正予算の細部説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料 2項手数料 3目衛生手数料40万6,000円の増額です。し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料の改正による増額でございます。

14款国庫支出金 2項国庫補助金 2目総務費国庫補助金5万2,000円の増額です。木造住宅耐震改修等事業の事業量の増による増額でございます。

3目民生費国庫補助金33万円の増額です。障害者自立支援給付審査支払等システム改修のための補助金でございます。

15款府支出金 2項府補助金 2目総務費府補助金2万6,000円の増額です。国庫補助金同様、木造住宅耐震改修等事業の事業量増による増額でございます。

6目農林水産業費府補助金148万1,000円の増額です。集落連携100ha農場づくり事業補助金でございます。

19款1項1目繰越金1億5,770万円の増額です。9月議会で認定をいただきました前年度決算の実質収支の額まで増額するものでございます。本来でありましたら全額計上をするものでございますが、一部は令和6年人事院勧告に基づく各条例の改正、それに伴う人件費の増額補正が想定されております。現在、人事院勧告が出されておりますその内容に準拠した給与等の改正が行われる分につきまして、留保させていただいております。

続いて、歳出でございます。

12、13ページをお願いいたします。

○企画観光課長（千賀和孝君） 2款総務費 1項総務管理費 6目企画費1,350万円の増額です。定住促進事業200万円の増額は、本庄地区で住宅改修の計画を立てられておられる方がおられまして、定住促進住宅補助金で住宅の購入、改修費の10分の1、上限額150万円と町内事業者施工加算で50万円、合計200万円を補助するものでございます。

○地域整備課長（橋本利将君） 跡地活用事業、工事請負費1,150万円の増額は、予定してありました造成工事と併せて外構工事の一部を先行実施するため、水路、柵類の設置工事費を追加計上するものでございます。建築工事につきましては、令和7年度の夏から着手を計画しておりますので、春までに造成と外構工事の一部の完成を目指しております。

予算書案の次にA3版1枚の資料をご用意しておりますので、そちらのほうをご覧ください。

施設配置平面図となっております。現在、建築設計をゴダイ側のほうで進めておりますが、建築物の配置位置が決まりましたので、ここで計画状況についてご説明いたします。

赤い線で外枠を大きく囲んだ敷地、こちらのほうが飲食料品等小売施設の範囲となります。位置関係ですが、図面左側の道が国道178号、その先が伊根町役場となっております。図面下側の道が町道日出平田線、こちらのほうでございます。旧グラウンドの角地に位置するような形で整備を進めます。敷地面積につきましては約2,900㎡、880坪相当、内側の赤線、長方形の範囲、こちらが店舗の位置となります。現計画では、鉄骨造平家建て、床面積はおおむね縦29m、横40mの1,160㎡、約350坪で、旧グラウンドの全体の敷地の約半分を占める形となっております。赤線外側の下部のほうになりますが、こちらが来客駐車場になりまして、国道側と町道側の2か所が進入路となります。駐車スペースは40台程度の収容が見込まれております。建物の詳細につきましては、3月定例会でお示しできる予定となっております。

○総務課長（鍵 良平君） 11目自治振興費15万8,000円の増額です。こちらにつきましては、井室地区の公民館改修工事に対して支援するものでございます。

14目諸費10万4,000円の増額です。木造耐震診断の2件分を追加で計上させていただいております。9月補正の際にも1件分の追加計上させていただいております、当初と合わせて今年度4件の耐震診断が実施の見込みでございます。

15目財政調整基金費8,412万8,000円の増額でございます。財政調整基金に、前年度歳計剰余金の2分の1の額に後ほどご説明をさせていただきます町債の繰上償還額を除いた額を積

立てを計上しております。また、減債基金につきましては、財政調整基金の法定分を除いた額の積立てを計上しております。

○保健福祉課長（石野 靖君） 3款民生費 1項社会福祉費 3目障害者福祉費 116万3,000円の増額です。障害者福祉共通事務費ですが、障害者福祉事務で使用しています福祉総合システムにおいて、令和6年度の制度改正に対応するよう改修を行うものです。財源としまして2分の1の国庫補助が見込まれます。ほか、令和5年度実績による国庫負担金等の返還金です。

○住民生活課長（森田連三君） 4款衛生費 2項清掃費 3目し尿処理費 156万7,000円の増額です。今年4月から与謝野町へ支払うし尿処理料の改定があり、本年3月全員協議会での当初予算詳細説明でも申し上げましたが、当初予算は旧処理料で計上しておりますため、今回、年度内の不足分について増額補正をお願いするものです。

○地域整備課長（橋本利将君） 14、15ページをお開きください。

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費 148万1,000円の増額です。農業振興事業でございますが、集落連携100ha農場づくり事業補助金 148万1,000円の増額となっております。農業者団体からの要望を受けまして、京都府の同補助金により支援を行うものです。財源につきましては、全て府補助事業による間接補助事業となっております。

○教育次長（増井和彦君） 10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費 469万8,000円の増額です。

学校管理運営費、10節光熱水費 45万1,000円の増額は、小学校2校分電気料の計上で、伊根小分 24万円、本庄小 21万1,000円です。両校ともに約1か月分程度不足することから、今回補正をさせていただくものでございます。今年の夏は、最高気温が35度以上の猛暑日記録が府内各地で過去最多となるなど、例年よりエアコンの使用頻度が多かったことが原因として挙げられております。

12節業務委託料 64万3,000円のうち 38万5,000円は、伊根小高圧受電設備、いわゆるキュービクル内のトランス機器の増設工事設計業務費、14節工事請負費 360万4,000円は、キュービクル内のトランス機器の増設工事費を計上するものでございます。

去る9月に発生しました事象の内容として、9月10日及び9月17日の2回にわたって、いずれも昼間の電力需要が逼迫する時間帯にヒューズ破損が発生しております。ヒューズ破損の原因は、空調機の同時起動及び温度設定等により過電流が生じ、高圧受電設備側のヒューズ切れが発生したものであると思われまふ。ヒューズ破損に伴い、小学校内の高圧電気設備が使用できなくなり、具体的な機器としては、エアコン及び一部の給食調理機が使用不可となるような状態となりました。当該事象の発生を受け、専門的な知見が必要であることから、設計事務所に現地調査を依頼し、結果キュービクル内の高圧トランスの容量が逼迫していることが原因であると報告がありました。現在、50キロボルトアンペアであるものを100キロボルトアンペアに取り替えることで改善を図る工法の提案があったものでございます。早急に設計から工事までを進めさせていただきたいと考えております。

また、12節業務委託料 64万3,000円のうち残り 25万8,000円は、伊根小の保健室廊下の床、壁などシロアリ被害が発生しておりまして、清潔な衛生環境を保持するため、シロアリ駆除、薬剤注入処理業務費の計上でございます。

3項中学校費 1目学校管理費 11万円の増額です。小学校費と同様に電気料予算不足の説明と同様でございます。中学校は施設が新しいことから、若干、予算要求が少なくなっております。

2目教育振興費 254万円の増額です。10節消耗品費 254万円は、令和7年度に中学校の教科書が改訂されることに伴い、中学校教師用指導書及び教師用教科書を購入するものでございます。4年周期で改訂され、これまで改訂年度に予算計上して購入しておりましたが、契約事務等に時間を要し、入学式までに指導書の納品が間に合わないため、改訂年度の前年度に購入するよう今回より改めさせていただきました。指導書は時間配分や授業の要点などが中心に書かれており、指導書を活用して教材研究を行い、授業内容を充実させ、学習を効果的に展開することができるものでございます。

6項社会教育費 2目社会教育施設費 26万1,000円の増額です。10節光熱水費 26万

1, 000円の増額は、本庄地区コミュニティセンター電気代の計上でございます。今年の夏は猛暑により、例年よりエアコンの使用頻度が多くなりました。昨年に比べ、夏時期において和室の利用が多かったことが原因にも挙げられるかなというふうに考えております。

○総務課長（鍵 良平君） 12款1項公債費 1目元金5, 035万5, 000円の増額でございます。前年度歳計剰余金を活用いたしまして町債の繰上償還を行うというものでございますが、内容につきましては、町長がご説明申し上げましたとおり、筒川コミュニティセンターの建設財源として借入れを行いました令和4年の一般補助施設整備等事業債、補正予算債に係るもので2, 650万円余り、残額が、平成30年度の小学校管理運営に係る施設改修の財源として借入れを行いました過疎対策事業債でございます。こちらは伊根小学校の高圧受電設備の改修に伴って繰上償還を行うというものでございます。

少し制度の変遷についてお伝えさせていただきますと、このうち一般補助施設整備等事業債につきましては筒川コミュニティセンターに関するものですが、同施設は令和4年度の国の補正予算で補助採択され、その後、明許繰越、その後、材料調達で不測の日数を要し、事故繰越となっております。財源に国庫補助金と一般補助施設整備等事業債の補正予算債の同意、こちらを受けての予算措置でございますが、通常の地方債ですと、事業が完了後に精算を行って借入れを行うという通常のスキームでございます。今回、財政融資資金でございまして、財政融資資金につきましては、事故繰越の場合は資金区分が銀行等資金に振り替えられるという従来のルールが、事故繰越した場合では概算額によって借入れが行うことができるという制度改正が行われました。これに対応し、概算額での借入れを行ったものでございます。概算額で借入れを行い、事業残額につきまして不用額を繰上償還を行うというものでございます。

過疎対策事業債につきましては、ただいま申し上げましたとおり、伊根小学校の高圧受電設備の改修に伴って繰上償還を行うというものでございます。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第56号 令和6年度伊根町一般会計第5回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第57号

○議長（佐戸仁志君） 日程第6、議案第57号 伊根町営駐車場条例及び伊根町伊根浦公園条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第57号 伊根町営駐車場条例及び伊根町伊根浦公園条例の一部改正についてでございます。

機器更新に併せて使用料の改定などに必要な条例改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） それでは、議案第57号 伊根町営駐車場条例及び伊根町伊根浦公園条例の一部改正について説明をさせていただきます。

それでは、新旧対照表をもって説明させていただきたいと思いますので、資料のほう1枚おめく

りいただきまして、3ページをお願いいたします。

まず、伊根町営駐車場条例の改正です。

第6条、駐車場利用券に関する条文ですが、今回、駐車料金の改定を行います、主に住民の方々が利用する回数券等の料金は据え置くこととしております。ただ、30分無料券につきましては、これまであまり利用がないため廃止することとし、条文を削除するものでございます。

次に、別表第1、駐車場の供用時間は、現在、七面山駐車場につきましては、入場を午前5時から午後9時までという制限を設けているところですが、午前5時の入場待ちのため、エンジンをかけたまま入場ゲート付近で待機する車両があり、エンジン音がうるさいという地元からの要望等がございまして、いつでも入場できるように改正するものでございます。

次の別表第2、駐車料金の改正でございます。

4ページをお願いいたします。

現在は、七面山駐車場、大西駐車場とも同じ料金としておりますが、機器更新後はそれぞれを区分した料金といたします。

七面山駐車場は、表の下段、第4条第1項第2号及び第3号に規定する自動車等、つまりこれはバイクの条文なんですけれども、現在はバイクは無料としておるところですが、今回、更新する入場ゲートは、自動車もバイクも同じゲートから入場させることができるものを採用しましたので、バイクも自動車と同額の駐車料金を課します。料金の改定ですが、30分以内無料の区分をなくします。料金も月曜から金曜日の料金と土日祝日を区分し、月曜から金曜日までは30分までごとに200円、24時間の限度額、最大料金を3,000円といたします。土日祝日は30分までごとに300円、24時間の最大料金を5,000円といたします。基本的には、料金を上げることで駐車時間を短くし、回転を上げていくことを想定しております。また、今回の機器更新によりまして、キャッシュレス決済を導入することも申し添えさせていただきます。

次に、大西駐車場ですが、こちらは30分以内の無料を維持し、30分までごとの料金も100円をそのまま維持いたします。午後9時以降30分までごと200円の夜間加算については廃止し、24時間、曜日に限らず30分100円といたします。七面山駐車場と差を設け、割安感を出し、大西駐車場の利用を促進したいと考えております。

特に釣り人の利用というのは夜間に多くありまして、七面山駐車場のほうにも釣り人が朝早くから占有し、朝の時点ではほぼ満車状態という事態もあるようですので、釣り人の利用は大西駐車場へ促し、七面山駐車場の観光利用の車室を確保したいと考えております。

5ページ、別表第2の2は、割引ライターによる料金割引ですが、これも利用がないため削除するものでございます。

別表第3の改正は、30分無料券の削除に伴いまして、その料金区分を削除するものでございます。

6ページをお願いいたします。

次に、伊根町伊根浦公園条例の改正です。

伊根浦公園につきましては、指定管理者制度で管理運営をしており、伊根町観光協会を指定管理者に指定しております。現在、伊根浦公園の駐車場料金は、伊根町駐車場条例を参照し、七面山、大西駐車場と同じものとなっておりますが、今回の機器更新に併せて、指定管理者の裁量でその金額を決定することができるよう改正するものでございます。

第4条の4は、駐車料金を利用料金として指定管理者に金額を決定させるため、これまで除外をしていた規定を削除するものでございます。

次に、駐車料金の規定ですが、別表第1に駐車場の使用に係る利用料金の上限を定める表を追加し、駐車料金は30分までごとに500円を上限といたします。実際の金額は、この金額の範囲以内において指定管理者が定め、町長が承認することとなります。そのほか、パスカード、回数券の料金も上限をそれぞれ設定し、この金額の範囲内において指定管理者が定め、町長が承認することとなります。観光協会におかれましては、30分までの無料時間はそのまま維持した上で、30分ごとの料金などは七面山駐車場と同額としたいという考えを持っておられると伺っております。

今回の条例の施行期日ですが、機器更新の工事を1月、2月にかけて順次施工する計画としてお

りますので、それぞれの機器更新が完了した駐車場から改正条例が適用できるよう、規則で定める日から施行するものとさせていただきます。

以上、伊根町営駐車場条例及び伊根町伊根浦公園条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） 機器の更新を含んでおられるということなんですけれども、これをされて、令和5年度においてでもいいんですけれども、決算が終わっていますので、試算されたときにどれぐらいの料金が変わってくるのか、収入がどれぐらい変わるか。それと、機器の更新があるんですから、当然そのメンテナンスといいますか、保守のほうにもお支払いするお金があるかと思うんですけれども、どれぐらいになるのかというのを、試算されているのであれば、ちょっとお聞かせください。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） まず、機械の保守料金等についてなんですけれども、これまで駐車場の機械につきましては、伊根町が設置工事を行いまして、伊根町の機械で運営を行ってまいりましたが、今回の機器更新については業者から持ち込ませる形で、業者の機械を使わせていただくという方法に改めたいと思っております。よって、毎月の保守料金の中に機械の代金等も含まれることになります。よりまして、大体、七面山駐車場で年間で600万円ぐらいの保守料金が発生するものとなります。大西駐車場につきましても、ほぼ同額の保守料金となります。

収入につきましては、それに伴いまして料金は基本的に2倍ぐらいになるんですけれども、それによりまして利用が若干減るものと考えておりまして、現在1,000万円ぐらいの収入が1,500万円ぐらいになるのではないかなというふうに思っております。ですので、実際、1,000万円が1,500万円に増えるという想定を、客は減っても増えるという想定をしております。最終的に、経費を引きまして残る金額が現在とほぼ同額となるという積算をしているところでございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） じゃ、今のお話は、大体これに変わってやり方も変えても現行どおり、漠と約300万円ぐらいの黒字で残るというご理解でよろしいですか。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 議員おっしゃるとおり、現在と同等の収益が確保できるという積算で料金改定を行いたいと思っております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 改正そのものに本当に賛成しております。

施行日、今の段階ではまだはっきり言えないということなんですけれども、施行の期日が決まった暁には、こういった形で金額が変わるという周知をされる予定でいるのか、それを教えてください。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） ホームページ等は当然、周知させていただきますし、工事終わらなくても、条例可決いただきましたら、2月末をめどに料金改定するという周知は始めたいと思っております。それから、駐車場の表示につきましても、今回の保守料金の中に含めて業者のほうで設置していただくことになっておりますので、その点は業者に任せたいと思っております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようでありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 伊根町営駐車場条例及び伊根町伊根浦公園条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案

は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第58号

○議長（佐戸仁志君） 日程第7、議案第58号 伊根町町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第58号 伊根町町税条例の一部改正についてでございます。

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴って必要な改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 議案第58号 伊根町町税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うというものです。

資料の2ページ、新旧対照表をご覧ください。

第34条の7は、寄附金税額控除についての規定であります。他の自治体へふるさと納税された方の住民税特例控除額の計算方法について、一部不足している部分がありましたため、今回追加をするものです。

その下の第56条、2ページ中段の改正部分は、参照しております私立学校法の改正により、参照する条番号が変更になったことによるものです。

資料の3ページ下段から4ページにかけての附則第4条の2については、国が示す条例例のとおり削除をするものです。単に課税標準の計算を定めるものであるため削除ということであります。

以上、伊根町町税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第58号 伊根町町税条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第59号

○議長（佐戸仁志君） 日程第8、議案第59号 令和6年度亀島本庄浜線法面防災工事（新井工区）請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第59号 令和6年度亀島本庄浜線法面防災工事（新井工区）でございます。請負契約の締結についてでございます。

現在通行止めを行っている新井泊間ののろせ橋付近の落石対策工事を実施するものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第59号 令和6年度亀島本庄浜線法面防災工事（新井工区）請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

契約の目的及び方法は、令和6年度亀島本庄浜線法面防災工事（新井工区）の請負契約を指名競争入札により行うものです。

契約金額は4,620万円、契約の相手方は宋徳建設株式会社、代表取締役、安田洋一です。

提案理由は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次ページをご覧ください。

工事概要となっております。工事延長50m、落石防護網工684.5㎡でございます。

次のページ、平面図をご覧ください。

本工事箇所は、新井泊間ののろせ橋付近において、令和6年3月に巨石の落石が生じました。斜面調査を行ったところ、不安定な巨石がまだ存在していることから、現在まで通行止めの規制を行っているところです。

現地詳細調査や測定の結果、図面のオレンジ色の点が、見つらいですが複数ございます。この数字で示す点の箇所が浮石のポイントでございまして、このような形で浮石を確認しております。これらが落下した場合を想定し、道路斜面においてポケット式の落石防止網で受ける計画としております。落石防止網は、石の大きさや高さを考慮し、一般的なものより強い強度の高エネルギー吸収型というものを採用しました。

本工事の工期につきましては本年度末としており、年度内の完成を目指しておりますが、資材の調達日数、また天候、特にクレーン作業時での強風、また豪雪により延期の可能性がございます。早期の規制解除に向け、請負事業者と工程管理、調整を行い円滑に進めてまいります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

議案第59号 令和6年度亀島本庄浜線法面防災工事（新井工区）請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第60号

○議長（佐戸仁志君） 日程第9、議案第60号 令和6年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第60号 令和6年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事請負契約の変更についてでございます。

入札残額を活用して増工し、事業進捗を図るものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第60号 令和6年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

議案書のほうをご覧ください。

契約の目的及び方法は、令和6年度伊根漁港海岸保全施設整備工事の変更を随意契約により行う

ものです。

当初契約金額8,690万円に今回の変更による増額分1,317万3,600円を合わせ、総額1億7万3,600円となります。

契約の相手方は河嶋建設株式会社、代表取締役、河嶋義孝です。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、令和6年議案第36号で議決を受けた契約の内容を変更するため、議会の議決を求めるものです。

次ページをご覧ください。

工事概要です。各数字の上段括弧書きが変更前の数量等になります。

工事延長21.2mから23.2m、基礎捨石工も延長は同様の変更となっております。ボリュームが2,818m³から3,111m³へ変更、これに伴い、基礎捨石の本均しと荒均しをそれぞれ増工するものです。これらの増工変更につきましては、先ほど町長ご説明のとおり、入札による入札残額分を活用し、事業進捗を図るものでございます。

次ページ、平面図をご覧ください。

色分けですが、赤色が今年度、緑色が次年度以降の工事範囲で表現しています。今回の追加配分は、図面中央のやや左、赤斜線部分、こちらの部分が変更により進む範囲となっております。

裏面と次のページをご覧ください。

裏面が基礎捨石平面図、次ページが海側から見た縦断図でございます。縦断図、赤色斜線部のとおり傾斜上に捨石の範囲を広げる形となります。黄色の部分は過去に完了した箇所、海底部の置換砂の部分となっております。赤色が今回の工事、捨石工の部分となっております。緑色が次年度以降の事業範囲となっております。今回の工事で、おおむね4分の1の捨石工が完了する見込みとなっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） すみません。先ほどの説明で、工事名を伊根漁港海岸保全施設整備工事と言い間違えておりました。正しくは、伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事の誤りです。失礼いたしました。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第60号 令和6年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は原案どおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第61号

○議長（佐戸仁志君） 日程第10、議案第61号 伊根町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第61号 伊根町老人福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定したいので議会の議決を求めるものでございます。

現在の指定管理者である社会福祉法人伊根町社会福祉協議会を引き続き指定しようとするもので

ございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） 議案第61号 伊根町老人福祉センターの指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

公の施設の名称は伊根町老人福祉センター、指定管理者は京都府与謝郡伊根町字泊1番地、社会福祉法人伊根町社会福祉協議会です。指定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までです。

伊根町老人福祉センターの令和4年4月1日から令和7年3月31日までの指定管理者は、本議案同様、社会福祉法人伊根町社会福祉協議会であり、引き続き同一の法人に今後3年間管理を行わせることとするものです。

平成31年度、令和元年度から今年度、令和6年度までの6年間、2期間、指定管理者の候補者選定の際は、伊根町の公の施設の管理等に関する条例第3条第2項第1号の規定や次の理由から非公募として選定し、今回も同様の理由から非公募として選定しました。

まず、本施設は、高齢者の各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、健康で明るい生活を営んでいただくことを目的として、昭和58年度に設置した施設であります。

次に、直近の2期間同様、非公募として選定した理由を申し上げます。

1つには、本法人理事は町内各種団体から参画し、事業運営に関わっています。また、地域福祉を推進する団体として責務がある法人であるため、本町の高齢者福祉の拠点である本施設の運営にふさわしい団体と言えます。

2つには、本法人は施設開設時から管理を受託し、適切な管理ができています。ボランティア活動、各種福祉事業を実施していることから、候補者として適切です。

3つには、本法人は高齢者、障害者への福祉活動を展開するほか、訪問介護、福祉有償サービスを提供するなど、本施設を拠点とした事業は町民に深く浸透しており、地域に密着した効果、効率的な運営が期待できます。

最後、4つには、本町の高齢者が設置目的に沿って本施設を使用すると、使用料は無料となります。利用促進を図ればコストは増加します。指定管理制度の目的であるサービスの質の向上と管理コストの削減に相反しており、また、一般の使用料も低額で収益性が低いことから、競争原理によるコスト削減が期待できません。

以上、申し上げました4つの理由から、前回同様、非公募により候補者を選定し、指定管理者を指定するものです。

参考に法人概要書を添付しておりますので、ご確認ください。

説明は以上です。簡単ではありますが、伊根町老人福祉センターの指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第61号 伊根町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 1 1 議案第 6 2 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 1 1、議案第 6 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第 6 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

現職の委員 1 名が令和 6 年 1 2 月 1 5 日で任期満了となることから、新たに藤原恵理奈氏を固定資産評価審査委員会委員に選任するため、議会の同意を求めるものでございます。

人事案件であり、担当課長等からの細部説明につきましては省略させていただきますが、ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。質疑討論を省略します。

これから議案第 6 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件に同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は同意されました。

休憩します。休憩中に理事者及び課長等については退席いただきます。11 時まで休憩したいと思います。

休憩 10 時 4 6 分

再開 10 時 5 7 分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第 1 2 常任委員・広報特別委員の選任について

○議長（佐戸仁志君） 日程第 1 2、常任委員・広報特別委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員及び広報特別委員の選任については、委員会条例第 5 条第 2 項及び議会広報特別委員会の設置に関する条例第 5 条の規定により、議長の指名にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局長より朗読させます。倉局長。

○議会事務局長（倉 正人君） それでは、総務委員から朗読いたします。

長谷川 貴 之 議員 向 井 久仁子 議員

山 根 朝 子 議員 和 田 義 清 議員

佐 戸 仁 志 議員です。

次に、産業建設委員を朗読いたします。

上 辻 亨 議員 松 山 義 宗 議員

大 谷 功 議員 濱 野 茂 樹 議員

次に、広報特別委員を朗読いたします。

長谷川 貴 之 議員 松 山 義 宗 議員

山 根 朝 子 議員 濱 野 茂 樹 議員

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） ただいま事務局長より朗読いたしましたとおり、常任委員及び広報特別委員を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。それでは、以上のとおり指名することに決定いたしました。

ただいまから常任委員会及び広報特別委員会を委員会条例第 7 条第 1 項及び広報特別委員会の設置に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、議長において招集いたします。

各委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 10時59分

再開 11時03分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第13 議会運営委員の選任について

○議長（佐戸仁志君） 日程第13、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により議長の指名にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局長より朗読させます。倉局長。

○議会事務局長（倉 正人君） それでは、議会運営委員を朗読いたします。

松 山 義 宗 議員 長谷川 貴 之 議員

大 谷 功 議員 上 辻 亨 議員

和 田 義 清 議員

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） ただいま事務局長より朗読いたしましたとおり、議会運営委員を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。それでは、以上のとおり指名することに決定しました。

◎ 日程第14 宮津与謝消防組合議会議員の選挙について

○議長（佐戸仁志君） 日程第14、宮津与謝消防組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選の方法で行うことに決定しました。

お諮りします。指名方法については議長において指名いたしますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、指名方法については議長において指名することに決定しました。

宮津与謝消防組合議会議員に

長谷川 貴 之 議員

私、佐 戸 仁 志 議員の2名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました2名の議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、宮津与謝消防組合議会議員に長谷川貴之議員、私、佐戸仁志議員が当選されました。

ただいま当選されました2名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 日程第15 宮津与謝環境組合議会議員の選挙について

○議長（佐戸仁志君） 日程第15、宮津与謝環境組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選の方法で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名方法については議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、指名方法については議長において指名することに決定しました。

宮津与謝環境組合議会議員に

松 山 義 宗 議員

山 根 朝 子 議員の2名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました2名の議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、宮津与謝環境組合議会議員に松山義宗議員、山根朝子議員が当選されました。

ただいま当選されました2名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 日程第16 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（佐戸仁志君） 日程第16、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選の方法で行うことに決定しました。

お諮りします。指名方法については議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、指名方法については議長において指名することに決定いたしました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に

私、佐 戸 仁 志 を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました佐戸仁志議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に、佐戸仁志議員が当選しました。

ただいま当選しました佐戸仁志議員に会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 日程第17 京都地方税機構議会議員の選挙について

○議長（佐戸仁志君） 日程第17、京都地方税機構議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選の方法で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名方法については議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。したがって、指名方法については議長において指名することに決定しました。

京都地方税機構議会議員に

松 山 義 宗 議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました松山義宗議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。したがって、京都地方税機構議会議員に松山義宗議員が当選されました。

ただいま当選しました松山義宗議員に会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 散 会

○議長(佐戸仁志君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

12月20日金曜日の本会議は午前9時30分から開催する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

散会 11時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員